

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第25号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「様式第2号」の次に「及び様式第2号の2」を加える。

第6条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第9条第2項に規定する受給資格者のうち6歳に達する日以後の最初の3月31日の属する年度の更新日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の受給資格証の有効期間は、更新日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

第9条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第9条第2項に規定する受給資格者が同項に規定する保険医療機関において条例第8条の規定により受給資格証を提示して医療に関する給付を受けた場合において、当該保険医療機関から提出される当該受給資格者への医療に関する給付に係る診療報酬明細書等に基づき、市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金三重支部が当該医療に関する給付に要した費用その他助成額の算定に必要な事項を市長に通知し、市長がこれによることが適当と認めるときは、当該通知をもって助成申請があった

ものとみなす。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、条例第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定により福祉医療費を助成したときは、当該通知をしないものとする。

別表第 1 中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改め、同表の備考 1 中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第 2 の備考 1 中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

(表)

(裏)

亀山市福祉医療費受給資格証 1. 心身障害者      2. 一人親家庭等 (精神障害については通院者) 3. 子 ども      4. 65歳以上心身障害者			
受給資格証 番 号			
受 給 資 格 者	住 所		
	保護者等 氏 名		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		性 別
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
発行機関名	亀 山 市 長 印		
交付年月日	年 月 日		

注 意 事 項

1. この受給資格証は、亀山市福祉医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2. 診療等を受けるときは、必ず医療保険証とともに保険医療機関の窓口へ提示してください。
3. 福祉医療費の助成の申請は  
 受診した保険医療機関が受給資格者の領収証明書を亀山市に提出するときは、それをもって福祉医療費の助成の申請があったものとみなされます。  
 上記によらない場合は、保険医療機関により領収証明を受けた助成申請書を受給資格証、医療費証明書その他必要書類とともに亀山市に提出してください。
4. 医療保険の給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりません。
5. この受給資格証を損傷したり、滅失したりしたときは、再交付を受けてください。
6. 有効期間が満了したときは、速やかに亀山市に返してください。
7. 住所、加入している医療保険等に変更があったとき、又は受給資格を失ったときは、この受給資格証を添えて亀山市に届け出てください。

問い合わせ先 亀山市  
電話

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第5条関係）

（表）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">現物給付</div> 亀山市内対応医療機関のみ有効 亀山市 福祉医療費受給資格証 未就学児のみ対象			
公費負担者番号			
受給資格証番号			
受給資格者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	性別
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
発行機関名	亀 山 市 長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>		
交付年月日	年 月 日		

（裏）

注 意 事 項
1 この受給資格証は、現物給付方式（医療費を窓口負担せずに助成を受ける方式をいいます。）で医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。 2 診療等を受けるときは、必ず医療保険証とともに保険医療機関の窓口へ提示してください。 3 この受給資格証を提示せずに保険医療機関で診療等を受けた場合は、当該保険医療機関の窓口で医療費を支払い、後日この受給資格証を当該保険医療機関の窓口へ提示してください。その場合は、償還払方式（医療費を窓口負担し、後日指定する口座に振り込む方法により助成を受ける方式をいいます。）で助成します。 4 国民健康保険に加入している方については、入院に係る医療費は、当該国民健康保険の保険者から発行された限度額適用認定証を提示した場合にのみ現物給付方式で助成します。 5 他の公費負担制度の証を持っている場合は、この受給資格証とともに必ず保険医療機関の窓口へ提示してください。 6 保険給付の対象にならない医療費や入院時の食事療養費標準負担額は、助成の対象となりません。ただし住民税非課税世帯で減額認定証の提示をした場合、入院時の食事療養費標準負担額が助成の対象となります。 7 住所、加入している医療保険等に変更があったとき、又は受給資格を失ったときは、この受給資格証を添えて亀山市に届け出てください。

## 附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行し、改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、同日以後に受けた医療について適用する。